

取組の背景と経緯

〈地域の特徴〉

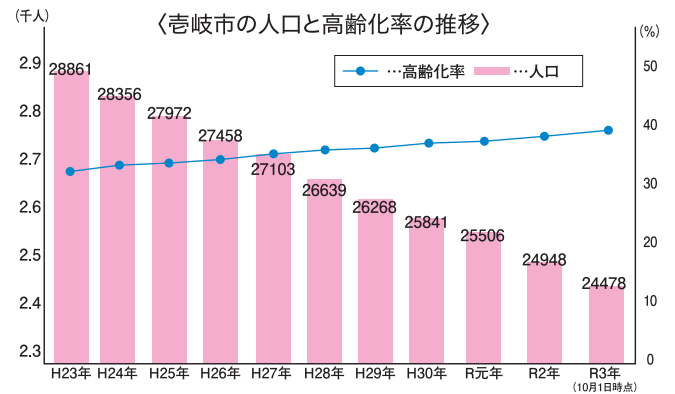
吉崎市は、福岡県と対馬市間の玄界灘に位置し、弥生時代から海上交通の要衝であり、「魏志倭人伝」や「日本書紀」に登場するほか、国指定特別史跡の環濠集落「原の辻遺跡」も現存しています。吉岐焼酎の製造や、吉岐牛、米などの農畜産業、ウニやイカ、ブリなどの水産業が主要産業で、奇岩「猿岩」や海水浴場といった自然景観にも恵まれています。

現在の吉崎市は、平成16年に郷ノ浦、勝本、芦辺、石田の4町が合併して誕生しました。平成30年には国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念に沿って、環境に優しいまちづくりなどに取り組む「SDGs未来都市」に県内で初めて選定され、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりの取組を推進しています。

〈人口動態〉

令和3年10月1日時点で、吉崎市の人口は2万4478人です。昭和30年のピーク時から半減しており、65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は39.4%、高齢者が50%以上を占める集落は、市内公民館単位で見ると、238集落中、45集落(令和3年7月末時点)となっています。

「地域の担い手が不足している」「通院や買い物が不便」といった住民の声に応えるには、まちづくりに対する住民の積極的な参画が欠かせません。そこで、市は持続可能なまちづくりに向け、令和元年度から市内18小学校区を対象に、それぞれで住民や自治公民館、消防団、老人会、PTAなどが連携し、自主的なまちづくりを進めるための新たな組織「まちづくり協議会」の設立を進めています。



弥生時代の復元建物がある原の辻一支国王都復元公園＝吉崎市芦辺町



吉崎市の観光スポットとなっている「猿岩」＝吉崎市郷ノ浦町

POINT

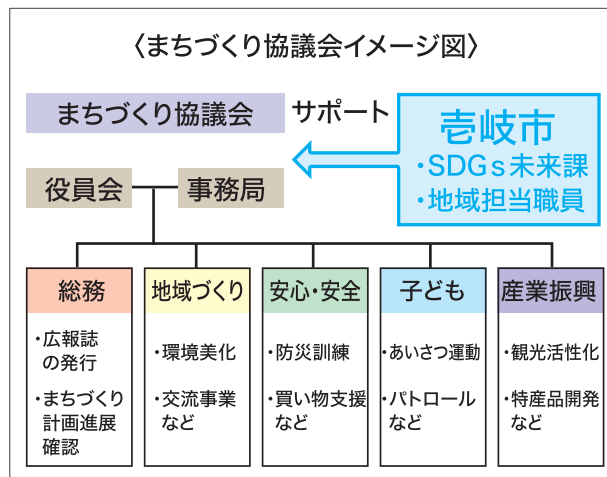
- ・平成16年の4町合併で吉崎市誕生
- ・平成30年に「SDGs未来都市」選定
- ・高齢化率39.4%
- ・238集落のうち45集落が限界集落

市町における位置付け

吉崎市は平成30年12月、「市民を主体としたまちづくり」の実現に向けて、「吉崎市自治基本条例」を施行しました。人口減少が進む中、活力ある市民生活を維持、向上させることが目的です。市民や市議会、市長らの責務を明確化し、互いに理解を深め、信頼関係を強めることを通じて「市民一人一人が誇りを持ち、安心して幸せに暮らせる市民主体のまちづくり」の実現を目指しています。

この条例に基づき、市が平成31年4月に施行したのが「吉崎市まちづくり協議会設置条例」です。「まちづくり協議会」を設立し、市と連携しながら地域課題の洗い出しと、その解決法の模索などを行います。令和3年11月末時点で、市内18小学校区のうち13校区でまちづくり協議会が設置されており、ほかの校区においても設立準備を進めています。

それぞれのまちづくり協議会は、地域住民へ



のアンケート実施やワークショップ開催などを経て、具体的な取組内容を盛り込んだ「まちづくり計画」を策定します。地域の実情に合わせて、総務、地域づくり、安全・安心、子ども、産業振興などの各部会を設置し、日ごとの除草作業や防災訓練をはじめ、地域行事の開催、観光振興などを手掛けています。

POINT

- ・平成30年に吉崎市自治基本条例を制定
- ・18校区中13校区でまちづくり協議会発足

行政の支援

〈人的支援〉

まちづくり協議会のキーマンとなる集落支援員は、吉崎市が、公募や地域からの推薦を基に、各地域のまちづくり協議会の代表者や副市長らでつくる吉崎市地域協議会の職員として採用し、各まちづくり協議会に配置します。総務省の集落支援員制度も活用しており、集落支援員はまちづくり協議会の事務局長を担っています。

事務局長の業務内容は、地域の状況把握から課題分析、市や構成団体との連絡調整、まちづくり計画に基づく各種事業の活動報告書の作成、会計事務など多岐にわたります。パソコンやスマートフォンなどの備品や保険料といった活動費も含め、事務局長に関する費用は全額、総務省の集落支援員制度で賄っており、20～70代の男女が各地域で活動しています。

また、市は、地域と行政の橋渡し役となる市



まちづくり協議会の役員と吉崎市の地域担当職員が参加したワークショップ
＝令和3年7月、吉崎市内

職員を「地域担当職員」として各地域に配置しています。各小学校区の人口に応じて、その地域に居住している市職員を部署横断的にそれぞれ3～8人充てており、市全体でサポート体制を取っています。

まちづくり協議会の活動を活発化させるため、所管するSDGs未来課の職員、さらには地域担当職員が、協議会設立に向けた地域の話し合いの段階から、設立、まちづくり計画書の作成、具体的な活動に至るまで積極的に支援しています。

〈拠点等の支援〉

まちづくり協議会の拠点となる事務局の事務所については、基本的に壱岐市が所有する公共施設の一部を提供しています。地区公民館が中心で、それが無い場合は立地上の利便性も考慮し、老人憩いの家や小学校の給食室を改修して活用してもらっています。施設の使用料は無料とし、光熱水費はまちづくり協議会が負担しています。事務所は事務局長の作業場であると同時に、住民が相談に訪れたり、各種打ち合わせに使用しており、市としては地域の情報発信拠点となることを期待しています。

〈財政的支援〉

まちづくり協議会が組織を維持し、活動を継続していくには、人口規模や活動内容に応じた資金が必要となります。壱岐市では、それぞれの協議会で用途を決めて使える自由度の高い「まちづくり交付金」を交付しています。

各協議会への交付額は、基礎額と加算額の合計からなります。このうち基礎額は、「均等割」として一律50万円、「人口割」として区域の人口1人当たり1000円の合計です。

加算額は、環境保全や防災、広報、福祉などに関連する活動に充当する「地域保全型活動」として一律30万円、「地域活性化型活動」として、次世代育成や健康増進などに資する取組、市長が特に必要と認める取組にも上限を設けて交付しています。まちづくり協議会ごとに年間120万円～540万円程度を交付し、令和3年度は総額約4300万円を予算化しました。

従来の各種補助金制度にとらわれず、協議会が一括して受け取り、自主的なまちづくりの促進につながるよう、財源は全て市の一般財源を充てています。

交付金の活用例としては、「放課後子ども見守り教室」や、世代間交流の「レクリエーションポッチャ大会」などがあります。令和3年11月には、公共交通機関が不便な地域で住民の通院や買い物の利便性を高めるため、市が車両を購入し、協議会に運行を委託するコミュニティバスが始まった地域もあります。

〈まちづくり交付金の算定基準〉

		名称	金額
基礎額		均等割	50万円
		人口割	1人当たり1000円
加算額	地域保全型活動	・環境(景観)保全・美化活動	30万円
		・広報活動	
		・防災、防犯活動	
		・交通安全活動	
	・福祉活動		
地域活性化型活動	次世代育成などに資する取組	上限15万円	
	その他市長が必要と認める取組	上限50万円	



世代間交流のための「レクリエーションポッチャ大会」=令和2年12月、壱岐市内



令和3年11月に運行を開始したコミュニティバス=壱岐市内

POINT

- ・事務拠点は市有施設を提供
- ・集落支援員を事務局長に充当
- ・「地域担当職員」を配置
- ・「まちづくり交付金」を交付

〈自走に向けての支援〉

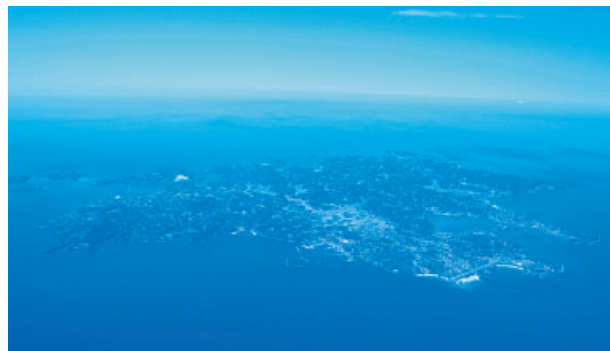
壱岐市は、まちづくり協議会を持続可能な組織にしていく上で、交付金などの支援は不可欠という認識です。自走支援ではなく、あくまで市と地域が協働して進める方針です。

今後の課題と展望

まちづくり協議会は、人口減少や高齢化が深刻で課題が多い地域ほど設立が早い傾向にあり、まだできていない地域には「今のままでいい」といった声もありました。それでも吉崎市は、持続可能なまちづくりを進めていく上で、まちづくり協議会は不可欠な組織だと考えています。引き続き組織の必要性を訴え、全小学区での早期設立を目指します。

現在、吉崎市はSDGs未来都市として、都市圏の企業や人との交流を活発化させています。旅先で仕事と余暇を両立させるワーケーションが活性化する中、都市圏から吉崎市を訪れる人も増えています。市はこれを好機と捉え、令和4年度以降、都市部のノウハウを地域課題の解決につなげるため、企業とまちづくり協議会のマッチングを強化する方針です。

また市の支援体制も強化したい考えです。現状では、地域担当職員がまちづくり協議会の



SDGs未来都市に選ばれている吉崎市の全景

「いちメンバー」にとどまっているケースもあります。令和4年度以降、地域担当職員の郷土愛をさらに育みながら、協議会の話し合いにおけるファシリテーターとして、よりリーダーシップを発揮できるよう、地域担当職員を対象としたワークショップ形式の研修会を開くことも検討しています。

POINT

- ・都市圏企業とのマッチングを強化
- ・地域担当職員の研修を強化

INTERVIEW

まちづくり協議会の取組を始めた時から、各地域を回って、「5年先、10年先を考えて、持続可能なまちづくりを進めるために必要な組織です」と説明してきました。いまでも私ともう一人の職員で手分けして、定期的に各地域を回って事務局長の悩みを聞いたり、他地域の事例を紹介したりしています。「これまでは、何かしないといけないけど、お金がないからできなかった。協議会ができてよかった」という声を聞き



吉崎市総務部SDGs未来課
全事
江坂 幸乃さん

地域から頼られる組織に

ます。「部会の中ではこんな意見が出て盛り上がった」といった、いろいろな事業のアイデアを聞くと、わくわくしますし、刺激になります。

地域活性化や防災など、一人ではできなくても、地域で力を合わせればできることがあります。まちづくり協議会は地域の頼れる存在になると思います。地域のアイデアを協議会で実現し、地域が活性化する流れができるようサポートしていきます。

まとめ

- ① 18校区中13校区でまちづくり協議会発足
- ② 事務拠点は市有施設を提供
- ③ 集落支援員を事務局長に充当
- ④ 「地域担当職員」を配置
- ⑤ 「まちづくり交付金」を交付
- ⑥ 都市圏企業とのマッチングを強化